

## 子育て

### 児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

**児童虐待とは**／4種類に分類され、例としては次のようなものがあります。

- ・身体的虐待／殴る・蹴る・やけどをさせる・激しく揺さぶるなど
- ・性的虐待／子どもへの性的行為・性的行為を見せるなど
- ・心理的虐待／言葉による脅し・無視・兄弟間での差別的扱い・子どもがDVを目撃するなど
- ・ネグレクト／適切な衣食住の世話をしない・病気になっても病院へ連れて行かないなど

また、令和2年（2020年）4月から子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰が繰り返されると子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる恐れがあります。

●「もしかして」と思ったら連絡を  
「虐待を受けたと思われる子どもがいる」「自分自身が出産や子育てに悩んでいる」「子育てに悩む親がいる」などの場合は「ご連絡ください」。なお、連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



### ● 連絡先

・児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189

・有田川町家庭支援総合センター

☎ 080・8941・5137

※時間帯によって役場代表電話に転送されることがあります。

問 家庭支援総合センター（金屋庁舎）

## 税金

### 令和4年度（2022年度）「インボイス制度説明会・登録申請手続きの相談会」

令和5年（2023年）10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

### ● 日時

・11月30日（水）10時～11時

・12月21日（水）14時～15時

● 場所／公益社団法人湯浅納税

協会 3階会議室（湯浅町湯浅2430番地77）

● 定員／20人（先着順）

※開催日の1週間前までに申し込みが必要です。

● 申し込み先／湯浅税務署 法人課 税部門 ☎ 63・5406（直通）

● 主催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止することがありますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎ 63・5406

### 年末調整等説明会の開催

令和4年度（2022年度）の年末調整の内容について説明会を行います。

● 日時／11月15日（火）10時～12時

● 対象者／有田川町で事業されている方

● 定員／40人

※事前に湯浅納税協会へ予約が必要

● 場所／湯浅納税協会3階会議室（湯浅町湯浅2430・77）

● 主催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

※その他詳細についてはお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止することがありますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門

☎ 63・5406

続けてみよう！

## 手話でしりとり！「す○○」

手話で「しりとり」していきましょう。皆さんはどんな言葉をつなげていきますか？

全ての指を軽く曲げ、手のひらを上向きにし、口元で左右に動かす。



先月号の答えは「ごまかす」でした！  
今月の答えは次号で発表！

ヒント  
夏に食べるものと言えば…

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。